

消費者保護とその実効性を担保するための 諸制度について

主席研究員 秋葉 勝敏

目 次

1. はじめに
2. **利用者の費用負担軽減としての「弁護士報酬の敗訴者負担」について**
 - (1) 検討の出発点：審議会答申及び推進計画
 - (2) 検討会での論議－消費者にとり両刃の剣となりうる制度の調整について
 - (3) 裁判上の合意がある場合に敗訴者負担を認める制度の問題点
 - (4) 小括
3. **総合法律支援法に基づく支援センターについて**
 - (1) 法テラスの概要
 - (2) 民事法律扶助業務について
 - (3) イギリスの民事法律援助について
 - (4) 小括
4. **訴訟費用保険について**
 - (1) 推進計画の中での意味合い
 - (2) 現在の状況
 - (3) 海外の状況－イギリスを中心に
 - (4) 小括
5. **消費者団体訴訟制度：適格消費者団体による差し止め請求**
 - (1) 経緯と改正消費者契約法の概要
 - (2) 消費者団体訴訟制度の現状と直近の動き
 - (3) 小括－消費者団体への損害賠償請求権付与制度の損害保険業界への影響
6. おわりに

1. はじめに

2004年6月に消費者保護基本法が36年ぶりに改定され、消費者基本法に生まれ変わった。消費者を「保護」の対象とし支援することを消費者行政の使命とする旧法に対し、改正法では、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を基本とする考え方に転換している。この法律で、消費者政策の計画的な推進を図るため「消費者基本計画」を定めることとされ、これを受け、2005年4月に「消費者基本計画」が閣議決定された。これに基づき、国として消費者行政を推進することとなった¹。

一方で、消費者の権利を実現していくための司法面での整備も併行して検討されてきている。2001年6月に司法制度改革審議会(以下、「審議会」)は意見書を取り纏め、この中で、消費者の権利保護を支援する制度等も含めた、国民の期待に応える司法制度の提言を行っている。

この意見書の内容を踏まえ2002年3月に「司法制度改革推進計画(以下「推進計画」)」が閣議決定され、政府はこの推進計画に従って、司法制度改革を推進することとなった。推進計画の大きな柱は3つあり、「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える体制の充実強化」、「司法制度の国民的基盤の確立」となっている。ちなみに、この第三の柱の中に、「刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入」という項目があり、その中に、現在ホットな話題となっている「裁判員制度」が記載されている。

推進計画は、消費者基本計画という実体的内容を制度面・手続面で支え、実効性あるものとする推進エンジンとしての役割を担っている。推進計画の内容は多岐に亘っており、それぞれ所管の部署で検討され、実現しているものもあるが、さらに検討が必要とされているものもあり、現在進行形の課題であると考ええる。

本レポートでは、消費者庁の設置を始め消費者保護が重要な課題となっている昨今の事情も考え、消費者の権利を「絵に描いた餅」とせずに、実質的に保護し実現していく制度を推進計画の中から取り上げることとし、その中で、損害保険業界に関連があると思われる項目を中心に、損害保険業界への影響・なすべき対応等にも触れながら、下記4点につき考察することとしたい。

なお、推進計画に定められているADR(裁判外紛争解決手段)は、消費者保護の実効性担保のための重要な制度であり、本年6月に法律が成立し、金融ADRが導入されることになっている。ただし、衆参両議院の附帯決議で、「業界団体等における横断化の取組を促すこと」とされており、損害保険業界にとってもこれからの課題であり、本稿での取り上げは見送ることとする。

<本稿で取り上げるテーマとその概要>

- ①「利用者の費用負担の軽減」のための「弁護士報酬の敗訴者負担の取扱」

¹ 消費者機構日本編「パワーアップ消費者力」168頁、内閣府ウェブサイトなどより。

民事訴訟費用等に関する法律の一部改正として国会に上程されたが、廃案となった。しかし、司法アクセスの拡充のためには、弁護士費用の負担の点は、何らかの制度面での手当は必要と思われ、検討の中の過程でも出された「片面的敗訴者負担」という視点も含めて説明する。

②「民事法律扶助の拡充」として、「日本司法支援センター」について

憲法で保障された「裁判を受ける権利」を実質面でサポートする制度であり、制度概要、現状に触れるとともに、海外の動向にも言及し、さらに、本件に関する損害保険業界の関わり方についても概説する。

③審議会意見書の中に触れられている「訴訟費用保険」について

上記①②に関連して、国内における訴訟費用保険の現状と合わせ、損害保険業界の関わりにつき説明する。加えて、イギリスにおける同保険の現状と動向を踏まえて、今後のわが国での展望についても触れる。

④「被害者救済の実効化」－「少額多数被害への対応」として「消費者団体訴訟制度」について

適格消費者団体に不当な行為等に対する差止請求権が認められているが、同制度の概要に加え、導入検討時から論議され、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則で改めて検討すべきとされた消費者団体賠償請求権に関し、損害保険業界への影響も含め概観する。

2. 利用者の費用負担軽減としての「弁護士報酬の敗訴者負担」について

(1) 検討の出発点：審議会答申及び推進計画

審議会答申の中で、「弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い」については図表1の内容の結論が出され、一定の要件の下に弁護士報酬の一部を敗訴者に負担させることができる制度の導入が推進計画に盛り込まれた。推進計画を受け、司法制度改革推進本部管下の司法アクセス検討会（以下、「検討会」）でその具体的な制度設計が検討され、2004年の通常国会に「民事訴訟費用等に関する法律の一部改正（案）」として提出された。最終的には、同年12月の臨時国会の終了をもって廃案になり、制度化に至らなかったが、検討会の論議等の中で、今後の展開に資すると思われる「片面的敗訴者負担制度」という論点が出ており、この点も含めて説明することにする。

図表 1 審議会の意見書（該当部分）

勝訴しても弁護士報酬を相手から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者に、その負担の公平化を図って訴訟を利用しやすくする見地から、一定の要件の下に弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度を導入すべきである。
この制度の設計にあたっては、上記の見地と反対に不当に訴えの提起を萎縮させないよう、これを一律に導入することなく、このような敗訴者負担を導入しない訴訟の範囲及びその取扱いの在り方、敗訴者に負担させる場合に負担させるべき額の定め方等について検討すべきである。

（出典：司法制度改革審議会意見書（2001年6月12日）より）

(2) 検討会での論議—消費者にとり両刃の剣となりうる制度の調整について

弁護士費用の敗訴者負担制度は、「訴えの容易さ」と「敗訴の場合を想定した訴えの萎縮の恐れ」という相反する要請の調和点を見出すことが必要な課題であり、個人も含めた各方面からも多数の意見²が提出され、検討会では活発な論議がなされた。

a. 検討のポイント

検討会では、「負担の公平化」、「アクセスの拡充」そして「不当に訴えの提起を萎縮させない」という観点から、訴訟類型、当事者の属性等により基準を作り、敗訴者負担制度の適用範囲を決める検討がなされたが、社会が複雑化しており、一律に区切ることは難しいとの考えが多数を占めた。その後、検討会の議論の大きな流れが「合意による敗訴者負担制度³」という方向に向かい、検討会としては「合意の有無」により切り分けるといった結論となった。この結論を踏まえ、図表2のとおり、双方に訴訟代理人がついていること⁴、裁判上での共同の申立てであること⁵という2つを条件に「合意による敗訴者負担制度」が法案化された。

² 2003年7月29日から9月1日に意見募集を行い、5,134件の意見が寄せられた。この意見の中から410件が、主な意見として司法改革推進本部ウェブサイトに掲載されている。

³ 原則は従来通り、当事者負担とし、当事者の裁判上での合意がある場合のみ敗訴者負担を適用する。

⁴ 弁護士等の法律専門家のアドバイスがあれば、あまりに不当・不利な状況の下では合意することを避けられるという要素と、本人訴訟をしているのに合意するという自分にとって全くメリットのない不合理を回避するという2つの要素があり、この点は消費者保護を意識した内容となっている。

⁵ 「合意しない＝勝訴の自信がない」と推測される懸念もあり、「合意が「踏み絵」となり、資力の乏しい当事者が敢えて「賭け」を行う危険性を可能な限り減ずるためには、一方当事者が合意を望み他方当事者が合意を拒んだという事実が裁判所の心証に何ら影響しないような制度とする必要がある。」（司法アクセス検討会第22回資料「訴訟当事者の合意による弁護士報酬敗訴者負担制度に対する意見」（日弁連、2003.12.22）

図表 2 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正案（司法制度改革推進本部）

①趣旨 弁護士等の訴訟代理人の報酬について、当事者が簡易な手続による償還の方法を選択することを可能にするため、当事者の双方共同の申立てがある場合に敗訴者の負担とする制度を設ける。
②概要（抜粋） 当事者双方が訴訟代理人（弁護士、司法書士又は弁理士である者に限る）を選任している訴訟において、当事者の双方共同の申立てがあるときは、当該審級における訴訟代理人の報酬について敗訴者の負担とする。

（出典：司法制度改革推進本部の資料にもとづき作成）

b. 日本弁護士連合会の見解

日本弁護士連合会（以下、「日弁連」）では、本制度導入の目的を「勝訴しても弁護士報酬を相手から回収できないため、訴訟を回避せざるを得ないという事態が生じることを防ぐこと」としていること自体に対し、日弁連の次の調査結果等も踏まえ疑問符を投げかけている。

この調査は、消費生活専門相談員に対し、「勝訴が確実だが、弁護士費用が自己負担の時、訴訟を起こすか」との質問をしたものであり、14%が「多分起こさない」、「起こさない」と回答している。また、この14%に対し、「勝訴したら相手が費用負担」で訴訟を起こしやすくなるかとの質問に対しては、裁判を起こしやすくなるとの回答は、「どちらかといえば」を含めても19%、また、「敗訴したらあなたが費用負担」で訴訟を起こしやすくなるかの質問に対しては、裁判を起こしやすくなるとの回答は、「どちらかといえば」も含めても7%に過ぎないとの結果になっている⁶。この意識調査を見る限りでは、弁護士報酬の敗訴者負担制度は解決策にならないとしている。

さらに、事実関係や勝敗の見通しを立てることが困難な場合が多い中では、敗訴した場合に敗訴者に相手方の弁護士報酬まで負担させるということは、多くの市民の司法へのアクセスを阻害するおそれがある。導入するのであれば、訴訟結果が公共的利益をもたらすような訴訟については、原告が勝訴した場合のみ敗訴した被告に原告の弁護士報酬を負担させようといういわゆる片面的敗訴者負担の制度が導入されるべきであるとしている⁷。その後、合意による敗訴者負担制度案が大勢となった時点で、「訴訟当事者の合意による弁護士報酬敗訴者負担制度の導入を検討するにあたっては、以下1～4の方策がとられることが必要不可欠である」との意見を日弁連は表明している⁸。

⁶ 司法アクセス検討会（3/10）第13回資料4についての補足等より作成。

⁷ 「弁護士報酬敗訴者負担制度に関する意見書（日弁連 2003.10）より。なお、片面的敗訴者負担に対し、原告の場合、被告の場合を区別せず、敗訴者に相手方弁護士費用を負担させる制度を「両面的敗訴者負担制度」という。

⁸ 訴訟当事者の合意による弁護士報酬敗訴者負担制度に対する意見（司法アクセス検討会第22回に提出された日弁連の資料）より

- 1 少なくとも消費者訴訟及び労働訴訟においては、弁護士報酬を訴訟手続法上両面的敗訴者負担としない領域とし、訴訟上の合意による両面的敗訴者負担を認めないこと
- 2 消費者契約、労働契約及び一方が優越的地位にある事業者間の契約など、構造的に格差の認められている当事者間の私的契約・約款等に盛り込まれた「弁護士報酬敗訴者負担」条項については、その効力を否定するため、必要な立法上の措置を講じること
- 3 不法行為訴訟などにおいて弁護士費用が損害の一部として認められてきた従来判例を維持し、これをいささかも後退させることはないよう、必要な措置を講ずること
- 4 合意の方法については、裁判所に対する申立てを裁判所外での当事者の合意に基づき当事者共同の名義をもって行う制度とすること

加えて、法律扶助、権利保護保険、団体訴権など、今回、本レポートで取り上げているような、司法アクセスを促進する諸制度の大幅な拡充ないし、整備がなされないまま両面的敗訴者負担が導入されたならば、経済的弱者の裁判利用萎縮効果は甚大であるとの意見を公表している⁹。

(3) 裁判上の合意がある場合に敗訴者負担を認める制度の問題点

「裁判上の合意」の場合には、自らの意思に反して「敗訴者負担」の対象となるのではなく、当事者の自由意思が尊重されることになる。しかし、検討会の論議、各方面からの反対意見、また、国会の審議の中でも、裁判上の合意を拒否することは可能であるが、就業規則や消費者契約約款等に「契約上の敗訴者負担条項」が盛り込まれることにより、合意したものと取り扱われることになる点が問題指摘されてきた。また、逆にこの法律ができることにより、予め契約等の中に同趣旨の条項を盛り込むケースも増えてくるのではないかと懸念も出されていた。これを踏まえ、検討会の結論として、「約款等で共同の申立てをする旨の一方的な取り決めがなされないようにする」という基本的な方向が決定されたが、実際の法案の中には盛り込まれず、実体法の中の規定、例えば消費者契約法 9 条 1 項では、「解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える場合は、その越える部分を無効とする」という規定があり、このような規定等で対応することになった¹⁰。

⁹ 司法アクセス検討会第 18 回資料「弁護士報酬敗訴者負担の取扱い」に関する日本弁護士連合会の意見（日弁連、2003.8.22）

¹⁰ 参議院法務委員会（2004.10.28）での政府参考人答弁をもとに作成

実際問題として、就業規則¹¹・消費契約約款における「契約上の敗訴者負担制度」条項の導入に対して、従業員側・消費者側で予め拒否することは難しいと思われる。また、それぞれ労働基準法（16条）、消費者契約法（9条、10条）等で無効とできるとされても、消費者にとっては、この無効もまた裁判で勝ち取る必要があること、さらには、検討会の意見でも出ているように、このような契約規定があること自体でもそも訴訟提起を諦めるという司法アクセスへの萎縮効果も考えられる。弁護士に相談すれば、その規定が無効であることを含め、種々のアドバイスを心得て適切な行動を起こすことは可能となるが、弁護士に相談することにためらいを感じる人も一定割合おり¹²、弁護士に相談する以前の段階で諦めてしまうケースも想定されることから、本法案の廃案はやむを得なかったと考える。

(4) 小括

a. 原点に帰って

この問題に限らず一般的に「合意」というものは、当事者が対等な立場にある場合に有効に機能するものである。その意味で、訴訟中での合意であること（訴訟前の合意は認めない）、両当事者に弁護士等がついていることを要件としたことは、当事者の対等性を確保する上で非常に有効な手立てである。

しかしながら、事業者対消費者、行政対一般市民、雇用者対従業員等、一方が圧倒的に優勢な力を有する訴訟形態も想定され、また、就業規則や約款等の訴訟前の合意により、裁判における合意を強制するような動きも想定される中では、合意の有無による切り分けには無理があったと思われる。

本制度導入検討のそもそもの趣旨は、「勝訴しても弁護士報酬を相手から回収できないため訴訟を断念することを回避する」ことである。その点では、損害保険の訴訟費用保険が訴訟断念の回避に有用であると思われるが、現行の訴訟費用保険は、身体傷害・財物損壊等に対する訴訟の費用をカバーし、行政訴訟等はほとんどの場合対象外となると思われる（訴訟費用保険については、項を改めて説明することにしたい）。

b. 次のステップに向けて

行政訴訟等一定の訴訟類型、当事者属性等によっては、弁護士報酬等の観点から、司法へのアクセスが阻害されている事例があることは確かであり、司法アクセスを容

¹¹ 就業規則については労働基準法第90条で、「使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。」とされ、労働組合等が一定関与できる制度にはなっている。ただし、「意見を聴く」とは文字通り意見を求める意味であって、同意を得るとか協議を行うことまで要求しているものではない。また、事業主としては、法的にその意見に拘束されるものではない（「東京労働局－就業規則作成の手引」より）となっており、労働組合等が反対した場合でも、その規定は有効となり阻止はできない。

¹² 日弁連が実施した2008.6の「市民の法的ニーズ調査報告書」によれば、法律相談センター調査では

易にするためには司法制度として何らかの対応は必要と考える。

これに関しては日弁連から提起された、「片面的敗訴者負担制度」の仕組み、国民の司法へのアクセスを容易にするという審議会の見解に合致すると思われ、検討する価値はあると考える。

一方で、日本経済団体連合会（以下、「経団連」）は、片面的敗訴者負担制度につき「同制度の導入は、今般の司法制度改革の基本となる「自己責任」の原則に反する。また、同制度には、不当な訴訟提起に対する歯止めをなくす、勝訴者が訴訟に要した費用を十分に回収できないという弊害も考えられる。さらに、このような当事者間の情報力や交渉力の格差に起因する問題については、PL や消費者契約法等のように立法的解決に委ねるべきである。」という意見を表明している¹³。

経団連は「自己責任の原則」を反対の理由の一つに上げている。この原則は両当事者が情報量・交渉力を含め対等の立場にあることが前提と思われるが、日弁連が例として想定している「消費者対行政」については、その前提が成立していない。また、「不当な訴訟提起に対する歯止めをなくす」という点についても、歯止め策が十分に検討されていない中で、こう断定することは尚早と考える。検討会の論議の後半段階で、合意による制度導入に焦点があたり、その方向で結論に向けた論議が進んだため、片面的敗訴者負担制度について深掘りされた検討はなされていないこと、また、検討会の委員からも指摘があったとおり、パブリックコメントの中で本制度につき導入賛成の意見も一定数出されていることから¹⁴、日弁連の意見、経団連の意見も踏まえて、何らかの場で改めて「片面的敗訴者負担制度」が論議されることを期待する。

3. 総合法律支援法に基づく支援センターについて

(1) 法テラスの概要

a. 経緯

司法制度改革推進計画の中で、「民事法律扶助制度について、対象事件・対象の範囲、利用者負担の在り方、運営主体の在り方等につき更に総合的・体系的な検討を加えた上で、一層充実すること」とされた。これを受けて、裁判その他の法による紛争解決のための制度の利用を容易にし、弁護士その他の隣接法律専門職者等のサービスをより身近に受けられるようにするために総合的な支援を実施することとした。体制整備を図るため総合法律支援法(以下、「支援法」)が2004年6月に公布、それに基づき、その実施主体として、2006年4月に日本司法支援センター(以下、法テラス)が設

43.9%が、法律事務所調査では38.6%が法律相談をすることにためらいを感じたと回答している。

¹³ 司法制度改革推進本部「弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い」に関するコメント(経団連、2003.9.1)

¹⁴ 2003.7.29～2009.9.1に意見募集を行った結果が、司法制度改革推進本部事務局のウェブサイトに掲載されているが、全体で5,134件の意見が寄せられた。同ウェブサイトには410件の意見が引用されているが、それによると、片面的敗訴者負担制度に関わる意見は約45件で、うち、38件が条件付も含めて

立された。

b. 概要¹⁵

法テラスは、その正式名称を日本司法支援センターといい、支援法にもとづき、行政独立法人の枠組に従って全額国費により設立された法人である。全国どこでも法による紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会の実現という理念の下に、民事法的扶助業務だけでなく、刑事事件弁護、犯罪被害者支援業務等幅広い業務を担当しており、まさに、総合法律センター的機能を有している。その概要は図表4のとおりである。

法テラスは、その業務の内容から、国、地方公共団体、弁護士会、隣接法律専門職者団体等との連携の確保および強化を図る業務を行うこととされており（支援法 30 条 1 項 6 号）、法テラスの地方協議会では、利用者やこれらの団体等の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営に努めることになっている（支援法 32 条 4 項）。

図表 4 法テラスの概要

項 目	説 明
組織・人員	本部は東京に置かれ、2009年4月現在、地方裁判所本庁所在地に50の地方事務所、支部11カ所、出張所6カ所、地域事務所26カ所、計93カ所に及ぶ拠点を展開し、役員・職員（スタッフ弁護士を除く）を合わせ900名を超える人員で業務を遂行している。
法テラスの位置づけ （支援法1条）	裁判等の法による紛争解決のための制度の利用の容易化、弁護士等のサービスにより身近に受けられるようにするための総合法律支援の実施及び体制の整備に関する基本理念・基本事項が法により定められ、法テラスはその中核となる運営主体として位置づけられ、その組織・運営が定められている。
法テラスの業務 （支援法30条1項）	法テラスの業務として8項目が定められている。主なものは下記のとおりであるが、本稿のテーマである「民事法律扶助の拡充」に関しては「民事法律扶助業務」が関係するので次項で詳細に解説する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法的紛争解決に役立つ情報提供業務（第1号） 相談を受け付けて、紛争解決への道案内（無料） ○ 民事法律扶助業務（第2号） 資力の乏しい人に対する裁判代理費用の立て替え等 ○ 国選弁護人の確保業務（第3号） 裁判の迅速化、裁判員制度の実施を支えうる体制の整備 ○ 司法過疎対策業務（第4号） 弁護士等がない地域にも契約弁護士を派遣 ○ 犯罪被害者支援業務（第5号） 犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介など（無料）

（出典：司法制度改革推進本部ウェブサイトをもとに作成）

片面的敗訴者負担制度の導入を支持している。

¹⁵ 司法制度改革推進本部ウェブサイトより

(2) 民事法律扶助業務について¹⁶

a. 民事法律扶助業務の概要と利用条件について

民事法律扶助業務の具体的内容は、図表 5 のとおり、代理援助、書類作成援助、法律相談援助の 3 種類であり、資力の乏しい人に対する弁護士費用を含む裁判費用の立て替え（法律相談援助の場合は無料）を目的としている。法テラスでの標準立替金額は図表 6 のとおりである。

図表 5 法テラスにおける民事法律扶助業務の概要

区分	対象業務・手続	援助内容
代理援助	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判代理援助（民事訴訟、民事保全、民事執行、破産、非訟、調停、家事審判その他裁判所における民事事件、家事事件及び行政事件に関する手続） ・裁判前代理援助（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で、案件の内容や申込者の事情などにより弁護士等による継続的な代理が特に必要と認められるもの） 	弁護士・司法書士等の費用の立替（報酬と実費、保証金、その他付帯援助に要する費用）
書類作成援助	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の代理援助に規定する手続が対象 	
法律相談援助	<ul style="list-style-type: none"> ・民事、家事、行政に関する案件 	弁護士・司法書士等による口頭による法的助言（無料）

（出典：法テラス 業務方法書をもとに作成）

図表 6 法テラスにおける立替額の例（2007 年度標準額）

<代理援助> ¹⁷	実費	着手金	立替額合計
500 万円の請求訴訟	35,000 円	210,000 円	245,000 円
金銭的請求のない離婚訴訟	35,000 円	220,500 円	255,500 円
債権者 10 社の自己破産申立	23,000 円	126,000 円	149,000 円
<書類作成援助>	実費	報酬	立替額合計
訴状の作成	15,000 円	26,250 円	41,250 円
自己破産申立書等作成	17,000 円	84,000 円	101,000 円

（出典：法テラスの資料をもとに作成）

(a) 利用条件

支援法 34 条 1 項により法テラスは業務開始の際に業務方法書を作成し、法務大臣の認可を受けることとされている。そして 2 項で、業務方法書に記載すべき内容が規定され、その中に民事法律扶助事業に関する援助の申込・審査の方法に関する事項、立替に係る報酬及び実費の基準、償還に関する事項等が含まれている。

これに基づき、業務方法書 9 条で代理援助・書類作成援助の要件が¹⁸、さらに具体的な金額等については業務方法書の別表 1 等により定められている。実際に、一般市民が、法テラスを利用する場合の利用条件は次のとおりである。

¹⁶ 法テラスのウェブサイト、法人パンフレット、業務方法書より作成。

¹⁷ この他に、事件の結果に応じて法テラスが決定した報酬金を弁護士等に支払う。

¹⁸ 法律相談援助については 15 条で要件が定められている。

<代理援助・書類作成援助の場合の援助要件>

援助を受けるためには、下記の①～③までの要件すべてに合致することが必要である。

- ①資力が一定額以下であること（配偶者がいる場合は夫婦間の紛争の場合を除き原則その収入・資産も加算）

収入等が、大都市で単身者の場合で 200,200 円以下であることなど、一定額以下であること（図表 7 参照）、かつ、保有資産が 3 人家族世帯の場合で 270 万円以下など一定額以下であること（図表 8 参照）が資力の要件となっている。

図表 7 月収（賞与を含む手取り月収額）の目安

	単身者	2人家族	3人家族	4人家族
大都市	200,200 円以下	276,100 円以下	299,200 円以下	328,900 円以下
その他	182,000 円以下	251,000 円以下	272,000 円以下	299,000 円以下

（注）その他の条件については割愛する。

（出典：法テラスの資料にもとづき作成）

図表 8 保有資産の基準

単身者	2人家族	3人家族	4人以上家族
180 万円以下	250 万円以下	270 万円以下	300 万円以下

（注）その他の条件については割愛する。

（出典：法テラスの資料にもとづき作成）

- ②勝訴の見込みがないとはいえないこと

勝訴の中には、和解・調停・示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責（裁判所に自己破産の申し立てを行ってその借金を免責してもらうこと）の見込みがあるものも含む。ちなみに、2006 年度、2007 年度の結果別内訳は図表 9 のとおりであり、勝訴・和解成立等により成功裡に終了したものが 80%を超えている。

図表 9 代理援助事件の結果別内訳

（単位：％）

	勝訴	和解成立	調停成立	自己破産免責	示談成立	左記計	敗訴	その他
2006 年度	6.1	10.6	3.7	56.4	5.2	82.0	0.8	17.2
2007 年度	5.8	13.6	3.9	52.0	6.2	81.6	0.7	17.7

（出典：法テラス 2006 年度、2007 年度の業務実績報告書をもとに作成）

③民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすためだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合は対象外である。

(b) 立替費用の償還とその猶予・免除等について

援助開始の決定に合わせ、「立替費用の種類及び金額・限度」、「被援助者が負担する実費の額」、「事件終結までの立替金の償還方法」等が決定され（業務方法書 30 条 1 項）、また、被援助者の生活状況も踏まえ事件進行中における立替金の償還方法も決定される（業務方法書 32 条 1 項）。また、案件終結の決定時には、立替金の総額を確定し、報酬金の額、支払条件、支払方法等を決定する（業務方法書 57 条第 1 項）。

被援助者が生活保護法の適用を受けている場合等には、進行中の期間における立替金の償還の猶予（業務方法書 32 条 3 項）、さらには、案件終了時点における償還の免除の規定（業務方法書 65 条 1 項）が定められている。

b. 法テラスにおける民事法律扶助業務の現状について

(a) 法律相談援助実施、代理援助・書類作成援助開始決定状況

法律相談援助実施件数は 2008 年度 178,743 件で対前年度比 21.2%の増加、また、代理援助・書類作成援助開始決定件数は 85,238 件（内、代理援助は 80,151 件）で、前年比 16.6%増加している。6 年間の本制度の利用状況の推移を見ても、援助開始決定件数は、図表 10 のとおり毎年度 2 桁前後の高い増率を示しており、2008 年度は対 2003 年度比で 2 倍となっている。

図表 10 過去 6 年の代理・書類作成援助開始決定件数推移 （単位：件、%）

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度 ¹⁹	2007 年度	2008 年度
件数	42,997	51,463	59,957	65,073	73,107	85,238
増加率	14.1	19.7	16.5	8.5	12.3	16.6

（出典：「2007 年度 業務実績報告書」、「2008 年度 法テラス業務概況」（法テラス資料）より作成）

(b) 認知度状況

2009 年 2 月に法テラスが認知度調査を行っているが、それによると、調査対象の 75.7%が全く知らないと回答している。「名前だけは聞いたことがあるような気がする」という回答も 12.9%であり、認知度はまだ低い状況にある。また、2009 年 1 月に内閣府が同様の調査を行っているが、「名前も業務内容も知らない」が 67.4%であり、法テラスの調査結果である 75.7%より 8.3%よい結果ではあるが、まだまだ低い

水準である。

法テラスは憲法で保障された国民の「裁判を受ける権利」を実質的に担保する制度の一つであり、誰もがより容易に司法にアクセスすることを可能にする国民の身近な存在として重要な役割を担っている。本年5月からは裁判員制度が開始され、司法制度に対する国民の関心も高まっており、こういった機会を有効に活用し、自らの存在を国民に広くアピールしていくことが必要と考える。

なお、法テラスが独立行政法人として、支援法19条2項、48条、独立行政法人通則法第32条1項²⁰にもとづき、毎年、業務の実績評価について評価委員会の評価を受ける必要があるが、2007年度の総合評価表によれば、「いまだに、支援センターの認知度は低く、広報活動に工夫が必要である。」となっている。

(3) イギリスの民事法律援助について

イギリスにおいては、1999年の司法アクセス法（Access to Justice Act 1999）により、2000年4月に法律サービス委員会（その前身は法律援助委員会）が作られ、民事法律援助サービス（Community Legal Service）²¹と刑事防御援助サービス（Criminal Defence Service）が提供されることになった。

司法アクセス法以前の制度では、民事法律援助の対象となる事件は人身傷害も含めた民事法律案件の広い範囲に亘り、法律援助委員会の負担する費用も莫大なものとなっていた。司法アクセス法により、医療過誤事件を除く人身傷害事件等が民事法律援助の対象外²²となり、また、限られた予算の中で、必要な人にサービスを提供できるよう民事法律扶助を受けられるための資力要件²³が導入された。

資力要件をクリアすることに加え、勝訴の可能性及び勝訴するために必要な費用をかける価値があるか等を要素とした「リーガルメリットテスト」も要件とされた。これらの要件を充足すれば無料で民事法律援助（法律相談、裁判手続の代理等）を受けられるが、勝訴して金銭や資産を獲得した場合等には、法的費用の一部の償還を求められることがある。

¹⁹ 2006年度の一部及び2005年度以前は法テラスの前身である財団法人法律援助協会でのデータを使用。

²⁰ 同法により、「独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない」と定められている。

²¹ 厳密には、Community Legal Serviceは、一般的な情報提供から法律相談・訴訟代理の民事法律サービスを無償で提供し、推進する団体のネットワーク自体のことを指す。

²² 援助の対象は民事法律案件であるが、医療過誤事件を除く人身傷害事件以外に対象外とされる事項は、財物損壊、譲渡証書作成、境界線紛争、遺言書作成、信託法案件、名誉棄損・悪意のうそ、会社法その他の事業遂行から生じる案件などがある。

²³ 資力要件は、可処分所得、可処分資産等により判断されるが、単純な例で、単身（子供なし）の場合、可処分所得は月当たり733ポンド以下で、かつ、可処分資産は8,000ポンド以下（案件によっては3,000ポンドのものがある）であれば、対象となる。ウェブ上に資力要件計算ツール「Eligibility Calculator」があり、これで資力要件の充足の可否を確認できる（legal service commission ウェブサイトより）。

(4) 小括

日本の代理援助・書類作成援助の内容はあくまでも費用の立替であり、最終的には被援助者はその立替費用を無利息ではあるが返還する必要がある。一方で、生活保護法の適用を受けている等一定の事情がある場合には、償還の猶予・免除される仕組みも導入されており、限られた財政資金等も考慮した一定のバランスが図られた制度になっていると思われる。

国の民事法律扶助業務を補完するため、損害保険業界としては、訴訟費用保険を提供しており、これは、司法制度への貢献の一つと考えられる。しかし、この貢献についても「民間保険」という限界がある。例えば、一步進めて法律扶助の対象となる人には保険料を割り引くというような対応をとることについては、法律扶助の対象となる人は訴訟リスクが小さいということを数字等で検証できればともかく、そうでない限りは、「公平性の原則」から難しいと考える。

社会にある各種制度は各種保険制度も含めて、それぞれ官民における役割分担がある。本件のような法律扶助に関しては、特定の層に対して「リスク」の観点でなく、「社会貢献」の色合いを強く出し、「支援」という観点で特別対応することは民間の保険制度には馴染まず、官の範疇と思われる。

官の対応ということであれば、利用条件・償還免除の要件を緩和する等の対応も考えられる。一方で、図表 10 にある過去の本制度の利用状況の推移を見ても、利用者はますます増加すると見込まれる。また、業務実績評価でのコメントを踏まえた広報活動等の強化により認知度は高まり、利用者増につながることから、要件を緩和した場合には、さらなる法テラスの支出増につながることは確かである。真に援助が必要な人が憲法で保障された「裁判を受ける権利」を現実的に行使できるようにすることをどの程度まで確保するかは、予算の枠組の中で、予算を増やすということも視野に入れながら、バランスをどう図るかという政策判断の問題であり、今後の展開を見守っていききたい。

4. 訴訟費用保険について

(1) 推進計画の中での意味合い

訴訟費用保険については、推進計画の中には盛り込まれていないが、審議会の意見書の中では、「国民の司法へのアクセスを容易にするための方策として、訴訟費用保険が普及することは有意義であり、引き続きこのような保険の開発・普及が進むことを期待する」と記載されている。

推進計画では、政府が行うべき措置について、意見書の項目ごとに、①措置時期、②本部と関係府省の担当の振分けを中心に記載することとされている²⁴。逆に、推進計画に盛り込む内容はこのような政府の措置が必要な事項であり、この観点から、民

²⁴ 司法制度改革推進本部顧問会議（第1回）議事概要より（2002.1.18）

間の保険である訴訟費用保険は推進計画の中に盛り込めなかったものと思われる。実際のところ審議会の論議の中でも、国の関わりということで認可の観点、税（保険料控除）の観点が取り上げられており²⁵、このような観点も踏まえて意見書の中で「開発・普及が進むことを期待する」という表現になったものと思われる。推進計画に盛り込まれなかったことをもって、訴訟費用保険の開発・普及に関する審議会の意見が否定されたわけではない。

(2) 現在の状況

訴訟費用保険は、現在、わが国では弁護士費用特約という特約ベースで自動車保険等に付帯する形で販売されている。補償対象となる事故は保険会社および特約の種類により異なるが、三井住友海上社の例では、以下のようになっている。

a. 補償対象と内容²⁶

(a) 対象とする事故

三井住友海上社では、自動車保険に付帯する3種類の弁護士費用特約を用意しており、特約の種類により対象とする事故が異なる。

- ・日常生活の事故を対象
- ・交通被害事故（契約自動車の運行事故、契約自動車以外の運行事故、自転車等の交通乗用具の事故、建物の火災等）を対象
- ・自動車被害事故（契約自動車の運行事故、契約自動車以外の運行事故）を対象

(b) 保険金の種類

補償対象となる事故により生命・身体を害されたり、財物に損害を受け、損害賠償請求費用や法律相談費用を負担した場合に下記の保険金を支払う。

- ・損害賠償請求費用保険金
相手方へ損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した損害賠償請求費用（弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等）につき、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に支払う。
- ・法律相談費用保険金
弁護士等に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に支払う。

b. 必要性

自動車事故で加害者になった場合には、自動車保険に加入していれば、損害保険会

²⁵ 司法制度改革審議会議事録（第23回議事録）より（2000.6.27）

²⁶ 三井住友海上社のパンフレットによる。

社が示談代行を行う。一方で、信号待ち等で一方的に追突された場合等自己に過失がない場合には、たとえ自動車保険に加入していても保険会社は事故の相手方と示談交渉はできない。このため、裁判を起こす等の場合には自らの費用で行わねばならず、この費用をカバーするためには弁護士費用特約に加入する必要がある。

c. 日弁連と提携した弁護士紹介制度

日弁連と保険会社 7 社（2008 年 4 月現在）は協定を結び、弁護士保険（権利保護保険）に関する弁護士紹介制度を立ち上げている。本紹介制度は、被保険者やその家族が万一の事故・被害に遭って損害賠償を求めるときに、弁護士を紹介する制度である。具体的には、同保険の被保険者等が、補償対象の事故被害に遭い、弁護士への相談を希望する場合には、引受保険会社に連絡し、保険会社から日弁連・弁護士会の窓口（リーガル・アクセス・センター）を通じ弁護士が紹介される。まずは、弁護士と法律相談を行い、場合によっては事件を依頼することができる。法律相談料や事件を依頼したときの弁護士報酬などの費用を支払った後、弁護士から発行される受領証明書を持って、保険会社に保険金請求をする（保険会社から直接弁護士に支払うことも可能）。

図表 3 のとおり、弁護士保険の販売件数は、近年、高い増加率で急速に拡大しており、また、本紹介制度による弁護士紹介依頼件数も高い増加率となっている。

図表 3 弁護士保険の運用状況

（単位：年度、件数、％）

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
協定保険会社数	1	2	2	2	2	4	5	5	
弁護士保険販売件数	7,397	11,488	27,228	288,842	437,270	933,272	4,438,126	5,857,847	
弁護士紹介依頼件数	0	3	6	15	62	189	682	2023	2980

（注 1）弁護士保険販売件数は各協定保険会社から提供を受けた販売件数（概算値での提供を含む）の合計である。

（注 2）弁護士紹介依頼件数は各協定保険会社から日弁連リーガル・アクセスセンターへ弁護士紹介依頼がなされた件数の合計である。

（出典：日弁連 市民の法的ニーズ調査報告書（2008.6）114 頁）

(3) 海外の状況－イギリスを中心に

a. 歴史²⁷

訴訟費用保険の歴史は古く、19 世紀前半のフランスにその起源を見ることができ、ヨーロッパにおいて実用的に成功した保険プランは、1917 年にフランスのル・マ

²⁷ 堤淳一「訴訟費用保険」金融・商事判例第 933 号 1994.1. 180 頁、イギリス法務省「Legal expenses insurance report : The Market for 'BTE' Legal Expenses Insurance」（2007.10.23）より

ンに設立された DAS 社 (Defense Automobile et Sportive) が最初である。その後、第一次世界大戦等の影響もあり衰退したが、大戦後の自動車の復興に支えられ、1926年に別の DAS 社 (以下、「DAS」社はこの会社を指す) が設立された。ヨーロッパ中を自動車で旅行する人に対し、異なる言語・法体制の外国での事故に対する必要なカバーとして、自動車保険の一部として発展した。

b. イギリスの状況²⁸

イギリスにおいては、その多くは自動車保険、火災保険の特約として販売されている。旅行保険に付帯される場合もある。雇用問題に関する訴訟費用保険のように労働組合などアフィニティグループのメンバーシップを通じて手配されるものもある。特約ではなく、火災保険の標準カバーに組み込むという動きも一部に出ている。普及状況については、正確なデータはないものの、イギリス法務省の報告書「Legal expenses insurance report: The Market for 'BTE' Legal Expenses」によれば、この調査に参加した保険専門家は、2006年の成人が4,740万人との前提で、2,370万人が本保険(特約)を保有していると推定しているとのことである。また、同じく本報告書では、マーケット・消費者情報の調査会社である Mintel 社は、自動車保険の一部として、1,850万人が、火災保険の一部として1,420万人が、そして、470万人が旅行保険を通して、本カバーを保有していると推定を引用している。

さらに、同報告書の中で、この保険により裁判に発展する案件が増加し、既に加重負荷がかかっている訴訟制度にさらなる重荷となるのではないかと懸念につき、現時点ではそのような兆候はほとんど見られていないとしている。司法制度の利用の目的は、問題が適正に解決されることであり、この点は和解やその他の紛争解決手段でも達成可能であり、必ずしも裁判上の訴訟という手段を用いるわけではないという点を訴訟件数が増加していないことの理由の一つとして同報告書はあげている。

c. DAS UK の商品内容等²⁹

イギリスの訴訟費用保険の内容につき DAS UK (上記 DAS 社の子会社) の例をもとに概略を説明する。

DAS UK の保険商品は、法人向けと個人向けと自動車関係の3区分があるが、ここでは、「消費者保護」というテーマを踏まえ個人向け保険の概要をとりあげる。

- 保険契約者本人とその家族を対象として、下記の問題により生じた法的費用を支払う。対象となる法的費用には、自己の弁護士費用等の他に、敗訴により支払義務を負担する場合には相手方の法的費用も含まれる。

²⁸ イギリス法務省「Legal expenses insurance report: The Market for 'BTE' Legal Expenses Insurance」(2007.10.23) より

- ・雇用主に関連する問題
 - ・個人的な怪我に関する損害賠償請求クレーム
 - ・商品やサービスの提供者との争い
 - ・雇用問題
 - ・近隣とのトラブル
- 火災保険等への特約として付帯することが一般的で、独立の保険として販売する例は非常に少ない。1 請求当たり 5 万ユーロまでの法的費用の補償に対し、特約の保険料は 10～20 ユーロ程度である。

d. 新しい動き－事後加入訴訟費用保険

イギリスにおける一つの動きとして、事後加入訴訟費用保険 (after the event legal expenses insurance) について触れておく。

事後加入訴訟費用保険は、被保険者が敗訴した際に負担する相手方の法的費用をカバーする。同保険は、紛争の対象となる事件は保険加入時には発生しているが、それから生じる訴訟に関する費用は発生していない場合を想定している。保険会社は勝訴の可能性が高い場合に引き受けることになる。事後加入訴訟費用保険は原則として条件付費用協定を前提として引き受けている。

この引受の前提となる条件付費用協定は、イギリスにおいて 1995 年に認められた。その協定で、「no-win,no-fee」のルールが定められ、敗訴した場合は自己の弁護士への費用を支払う必要がなく、したがって、敗訴した場合に相手方の法的費用を保険でカバーできればよいことになる (自己の法的費用をカバーするものもある)。勝訴した場合には弁護士に対し通常費用に加え成功報酬を支払うことになる。この場合、相手方から自己の法的費用を回収できるが、その費用の中には通常は自己が支払った事後訴訟費用保険の保険料も含まれる。

この協定は、3(3)で説明したように、イギリスにおける民事扶助の要件が厳しくなったこととも関連し、扶助要件を満たさないが訴訟する資力もない層に対し司法へのアクセスの道を開いたものとなった。2000 年 4 月以降に事後加入訴訟費用保険は広まったとされるが、理由の一つとして、規定改正により、上記のように本保険の保険料も相手側からの回収の対象となることが認められたことがあげられている³⁰。

²⁹ DAS 社ウェブサイトより

³⁰ Civil Litigation Costs Review : Preliminary Report by Lord Justice Jackson (2009.5.8)

(4) 小括

事後加入訴訟費用保険は、その名の通り、事件が生じた後に加入する保険であり、文字通り「事後加入」を連想させる。しかし、保険事故が「敗訴しそれによって生じる費用の負担」であることを考えれば、保険加入時点では、敗訴か否かは不確定であり、「偶然性」という保険の原則は充足しており、事後加入ではない。

現時点において、日本にこのような保険を導入する動きはないと思われる。アメリカ等と異なり訴訟と馴染みがない我が国において、事件が生じた後に保険にまで加入して訴訟を行うニーズがあるのか、また、その前提となる条件付費用協定について、イギリスにおいてもジャクソン司法卿の2009年5月8日のレポート³¹をはじめ、様々な論議がなされており、わが国においても慎重に検討する必要がある³²。訴訟費用保険について触れた審議会の意見書の論議過程を見る限りにおいても、事後加入訴訟費用保険についてまでは求めていないと思われる。

損害保険業界としてはイギリス等での今後の展開を見据え、社会の動向・消費者のニーズにも留意しつつ、当面は、現行の訴訟費用保険をしっかりと運営していくことが必要と考える。

推進計画に盛り込まれた諸制度が立ち上がり、順調に運営され、その結果、司法が国民にとってより身近なものになるまで、未だ一定の成熟期間が必要と思われる。事後加入訴訟費用保険については、このような期間を経て、次のステップでの検討課題と思われるが、海外の動向等に留意することは必要と考える。

5. 消費者団体訴訟制度：適格消費者団体による差し止め請求

(1) 経緯と改正消費者契約法の概要

a. 経緯³³

消費者と事業者の情報力・交渉力の格差は歴然としており、消費者問題に関しては、対等な当事者関係を基本としている民法での対応では速やかな解決は難しい。そのため、消費者の利益の保護を目的として、消費者契約法が制定され2001年4月より施

³¹ Civil Litigation Costs Review :Preliminary Report by Lord Justice Jackson (2009.5.8) で、条件付費用協定は、民事法律扶助が後退した中で、民事法律扶助を受けるほど低所得ではないが、独自の資金では訴訟を提起できない層を中心として司法へのアクセスを可能にしており、また、既に14年の歴史を有しイギリスの訴訟文化の一部となっているとして、Lord Jacksonの暫定意見及び多数意見は評価している。一方で、成功報酬が高額となり、全体として訴訟のコストを引き上げていることを少数意見ではあるが、問題視する見解も出されている。さらに、成功報酬は勝訴すれば敗訴者に転嫁でき、敗訴した場合は負担がゼロとなるため、報酬額が高額となっても請求者の関心は低く、そのため、成功報酬高額化の抑止力が働きにくいということを理由としている。このレポートについては、今後の協議プロセスを経て、2009.12には結論が出される予定である。

³² 日弁連作成の「弁護士の報酬に関する規程(2008.12.5改正)」によれば、「弁護士の報酬は、経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならない」と規定されている。

³³ この項は、「パワーアップ消費者力」(消費者機構日本・編)(2007.6.7)、内閣府ウェブサイトより

行された。

これにより、消費者契約（消費者と事業者の間で締結される契約）について一定の場合に契約の取消や条項の無効が認められることになった。加えて、同法の制定時の附帯決議の中で、司法制度改革の動向及び同法の施行状況を踏まえ、差止請求に係る団体訴権について検討を行うべき旨が決議された。その後、審議会での検討を経て、推進計画の中に団体訴権の検討が盛り込まれた³⁴。そして、第18次国民生活審議会消費者政策部会報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」、第35回消費者保護会議決定「消費者が自立できる環境づくりに向けて―暮らしの構造改革―」にて、同趣旨の提言、決定がなされた。

これを受け、消費者分野については国民生活審議会・消費者政策部会等で論議がなされ、消費者基本計画（2005年4月8日閣議決定）の中に、「一定の消費者団体が、消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対し、差止めを求める訴えを提起することを認める制度の導入に向けて、消費者契約法を基本として検討し、2006年通常国会に関連法案を提出する」点が盛り込まれた。国民生活審議会消費者政策部会の検討委員会で論議の結果、「消費者団体訴訟制度の在り方について」が取り纏められ、これを踏まえ、内閣府で消費者契約法改正を法案化し、国会に提出され、全会一致で可決した。2006年6月に公布、2007年6月7日から施行された。

b. 2006年改正消費者契約法の概要³⁵

(a) 制度の趣旨

消費者契約に関連する被害は同種の被害が多数発生するという特徴を有しており、個々の消費者は事後的措置（契約取消し等）で救済されても、他の消費者は被害を受ける可能性がある。そのため、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るために、事業者による不当な行為を抑止する必要がある。しかし、改正前の法律では、直接被害を受けていない消費者には差止請求権は認められず、また、消費者団体から事業者へ改善の申し入れをしても法的裏付けがないことから、これには実効性において限界があった。

消費者契約法改正法（以下、「契約法」）は、申請により「適格消費者団体」を内閣総理大臣が認定し、不特定多数の消費者の利益を擁護し、消費者被害の未然防止・被害拡大防止を図るため、その団体に対して、契約法に違反する事業者の不当な行為に

³⁴ 司法制度改革推進計画「Ⅱ.7. (4) 被害救済の実効化 イ 少額多数被害への対応」では、「いわゆる団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等について、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮した検討を行う。」となっている。

³⁵ この項は、内閣府ウェブサイト資料、国民生活審議会消費者政策部会消費者団体訴訟制度検討委員会議事録等より作成

ついて差止請求権を認めることにしたものである。

なお、消費者団体訴訟制度検討委員会において、消費者団体に損害賠償請求権を認める制度について、様々な意見が出されたが、最終的には「必要性も含めて慎重に検討されるべき」とされ、具体的方向性は示されなかった。

(b) 制度の概要

ア. 差止対象になる行為と制度化された権利

差止対象となる行為は「不当な勧誘行為」と「不当な契約条項の使用」とされ、この行為を不特定かつ多数の消費者に対して現に行い又は行うおそれがある場合に、適格消費者団体による差止請求権が認められることになった。

- 不当な勧誘行為
不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知、不退去、監禁
- 不当契約条項の使用
事業者の損害賠償責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等、消費者の利益を一方的に害する条項

イ. 内閣総理大臣が権利行使の主体である適格消費者団体を認定する要件

差止請求権の行使は社会的にも経済的にも大きな影響を与え得るものであり、その行使を認める団体については明確かつ適切な適格要件の設定が必要である。行政（内閣総理大臣）が予め適格要件への整合性（適格性）を公正かつ透明な手続の下に判断し、適格消費者団体を認定する。認定要件の基本的考え方のポイント³⁶は下記のとおりであり、このポイントを踏まえた具体的な認定要件は図表 11 のとおりである。

- ①消費者利益代表性：消費者全体の利益を代表して消費者のために差止請求権を行使できるかどうか
- ②訴権行使基盤：差止請求権を行使し得る基盤を有しているかどうか
- ③弊害排除：不当な目的で訴えを提起するおそれはないか

³⁶ 消費者団体訴訟制度の骨格について（2004.12.22 消費者団体訴訟制度検討委員会）より

図表 11 基本的考え方のポイントを踏まえた具体的な認定要件

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 特定非営利活動法人又は公益法人であること○ 不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的していること○ 相当期間、継続的な活動実績があること○ 組織体制や業務規程が適切に整備されていること○ 特定の事業者の関係者もしくは同一業界関係者が、理事の一定割合（前者は 1/3,後者は 1/2）を超えないこと○ 消費生活及び法律の専門家が確保されていること○ 差止関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（出典：内閣府国民生活局の資料をもとに作成）

ウ. 事後的に適格性を確保する制度

適格消費者団体は、その適格性を事後的にも維持することが必要であり、そのために、①3年ごとの更新制、②行政による、報告徴収、立入検査、改善命令、認定取消等、③情報公開・開示の仕組が整備された。また、適格消費者団体の責務規定・行為規範を法令等で明確化した。

エ. 適格消費者団体の認定・監督における行政機関相互の連携

契約法の一部改正により、2009年4月より、行政機関相互間で下記の内容の連携が図られることとなった。

- 内閣総理大臣は適格消費者団体認定をするときには、所定の事由について公正取引委員会及び経済産業大臣の意見を聴く。
- 公正取引委員会及び経済産業大臣は、内閣総理大臣が適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。
- 内閣総理大臣は、適格消費団体による差止請求権の行使状況について電磁的方法を利用して閲覧することができる状態に置く措置その他の方法により、公正取引委員会及び経済産業大臣に伝達する。

(c) 差止請求の効果

差止請求の効果は、当該適格消費者団体だけでなく、他の適格消費者団体にも及ぶため、確定判決等が既に存在する場合、同一の案件については差止請求権を行使することができない（契約法 12 条 5 項）。

本制度は通常の民事訴訟とは異なり、消費者全体の利益を擁護するという公益的な目的のために直接被害を受けていない第三者である特定の団体に、政策的に差止請求権を付与するものであり、確定判決が出たにもかかわらず、同一の事案につき、他の消費者団体が差止請求を行使できるとすることは、矛盾する判決が並存したり、また事業者には過大な応訴負担、訴訟不経済等の弊害が生じることになる。このような弊害を避けるため、判決の既判力の範囲を拡大したものであり、この点は、裁判の効力は

他の団体には及ばないとする民事訴訟法の基本原則を変えるものである。

(d) 実効性確保のための環境整備

消費者適格団体は差止請求権を制度の目的に沿って適切に行使することが必要である。そのために、団体が、十分な情報収集力、人材、財政基盤等を備えている必要がある。これは、適格消費者団体の自主的な取組を基本とするが、制度の実効性を高める観点から適格消費者団体が差止請求権をより行使し易くするための環境整備が必要とされた。地方自治体の消費生活センターや国民生活センターは、消費生活相談情報を多数保有していることから、消費者団体が被害事案の分析を進める中で、これら情報にアクセスできるよう、契約法（40条1項）の中で、国民生活センター・地方自治体の適格消費者団体への協力等が定められている。

(2) 消費者団体訴訟制度の現状と直近の動き

a. 2009年9月時点での消費者団体訴訟制度の状況

(a) 認定団体数

2009年9月時点で適格消費者団体と認定された団体は図表12のとおり7つである。制度導入後2年経過した時点で7団体という数が多いか少ないかの評価は難しいと思われるが、民主党は、この時点での7団体という数字は少ないと考えており³⁷、この3月に法案を国会に提出し、認定制に変え登録制³⁸を採用し、より多くの消費者団体が適格消費者団体になることができるようにしている。

差止請求は、社会的にも経済的にも大きな影響を与えるものであり、国民生活審議会の検討委員会の論議の中で出された差止請求権に関する位置づけ³⁹についての意見や、経団連のコメント⁴⁰等を考えると、当面は慎重サイドに立った方がよいと考える。

この2年間の運営実態を十分に踏まえ、今後の動向もしっかりと見据えた上で、現行

³⁷ 第171回国会 消費者問題に関する特別委員会（2009.3.25）の議事録より）

³⁸ 民主党の見解では、現在の消費契約法では、内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体を適格消費者団体としているが、その要件が大変厳しく、また行政機関の裁量の余地が大きいため、ごくわずかの消費者団体しか認定を得られていない事態をふまえ、この法案では、認定制度から登録制度に変更するとともに、登録要件の簡素化、明確化をはかり、より多くの消費者団体が、適格消費者団体になることができるようにした」としている。（民主党ニュース、【衆院本会議】小宮山洋子議員、「消費者団体訴訟法案」趣旨説明（2009.3.17より）

³⁹ 「差止請求権は、そもそも消費者個人に一般的に認められにくい権利であるのに、それを消費者団体に認めるとするのは、2段階の飛躍がある。消費者個人に実体法上認められにくい故に消費者団体に政策的に権利を付与する制度であることをしっかりと認識する必要がある」（第8回消費者団体訴訟制度検討委員会議事要旨より引用）

⁴⁰ 「消費者団体訴訟制度は、本来、訴訟を起こす資格や権限を有しない団体に対して、「消費者全体の利益」という公益のために、特別に差止請求権を認めるものであり、我が国の民事訴訟において前例のない制度となる。したがって、制度の濫用・悪用がなされる懸念があり、その場合には、不当な目的等による有形無形の利得を助長するのみならず、健全な事業活動が阻害されるおそれがある。」としている。（「消費者契約法の一部を改正する法律案（仮称）の骨子について」に対するコメント（経団連2006.1.23）。

の認定制で何が不都合なのか、不都合な事例が実際にあったのか、特に、「行政の裁量の余地が大きい」といっているが、具体的にどのような点が問題であり、不当に認定されなかった例があるのか等の点も含めて改めて検討することが必要であるとする。

図表 12 2009年9月時点で認定されている適格消費者団体

適格消費者団体の名称	所在都道府県	認定日
特定非営利活動法人 消費者機構日本	東京都	2007. 8.23
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	大阪府	2007. 8.23
社団法人 全国消費生活相談員協会	東京都	2007.11. 9
特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク	京都府	2007.12.25
特定非営利活動法人 消費者ネット広島	広島県	2008. 1.29
特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット	兵庫県	2008. 5.28
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	埼玉県	2009. 3. 5

(出典：内閣府の資料にもとづき作成)

(b) 差止請求の実績

内閣総理大臣は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、適格消費者団体から所定の報告（差止請求に係る判決の言渡し等の結果が得られた旨）を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、差止請求に係る判決等の概要等を公表することになっている（契約法 39 条 1 項）。そして、この規定に従い、その結果が内閣府のウェブサイト公表されている。

9月時点で5件の判決・和解情報が公表されているが、同一案件で1審判決と2審判決の結果が掲載されているため、実質的には4件である。うち和解での解決は2件となっている。

内容は図表 13 のとおりであり、4件とも実質的に消費者団体の目的が達成された結果となっている。

図表 13 適格消費者団体差止請求訴訟の状況（2009年9月1日現在）

差止請求の内容	結 論
○敷引特約条項（建物賃貸借契約を締結又は合意更新をするに際し、賃貸人が賃借人から受領する敷金又は保証金に関して、賃貸人が、建物賃貸借契約終了時において、その名目の如何にかかわらず、賃借人に返還すべき敷金又は保証金より無条件に一定額を控除する旨の条項）に関する差止	○請求を認めず ⁴¹
○語学学校のクーリングオフによる場合を除く受講者サイドの契約解除を制限する条項に関する差止等	○和解により条項を改訂

⁴¹ 敷引特約条項に関する案件は、被告は第一審の第一回口頭弁論期日において、同条項を含む意思表示をしない点を認諾していたが、消費者団体が、当該意思表示を行うための事務を行わないよう従業員らに指示することを求めて争っており、この点については、一審、二審とも認められなかったものである。当該条項を適用しないということを被告に認めさせた点では目的は達成されたと考える。

<p>○貸金業における早期完済違約金条項（条項A、条項B）に関わる差止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条項A：借主が期限前に貸付金の全額を返済する場合に（期限の利益を喪失したことによる返済を除く）、返済時までの期間に応じた利息以外に返済する残元金に対し割合的に算出される金員を貸主に対し交付する旨を定める契約条項 ・条項B：借主が期限の利益を喪失し、貸付金の残元金を直ちに返済すべき義務が発生した場合に、返済時までの期間に応じた利息及び遅延損害金以外に返済する残元金に対して割合的に算出された金員を貸主に対し交付する旨を定める契約条項 	<p>○請求認容</p> <p>○既に改訂済みであり、使用の恐れはないとして請求棄却</p>
<p>○英会話教室の受講契約の締結に関する勧誘等に関する差止</p>	<p>○消費者サイドに立った内容で和解</p>

（出典：内閣府の資料にもとづき作成）

(c) 差止対象の拡大

2008年4月の景品表示法の改正により、下記の項目が新たに差止請求の対象となった（2009年4月より施行）。

- 商品又は役務の品質・規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示、商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をする行為（景品表示法11条の2）

b. 新たな動きと今後の展望

(a) 民主党による「消費者団体訴訟法案」の提出

消費者庁設置論議と合わせて、民主党より、2009年3月12日に「消費者権利院法案」とともに、図表14の内容で「消費者団体訴訟法案」が提出された。「消費者団体訴訟法案」は違法に得た利益を事業者からはく奪し、消費者の被害を迅速に回復することを目的としている。

図表 14 消費者団体訴訟法案の概要

<p>1. 全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適格消費者団体の要件を緩和（登録制） ○ 現在の差止め請求権に加え、損害賠償請求権も付与 ○ 消費者権利院と適格消費者団体との役割分担で実効的な違法収益はく奪を実施。（消費者権利院は資料提供や訴訟参加等で支援） ○ 悪徳業者の財産保全は、消費者権利官自ら迅速に実行 <p>2. 上記のうち、「差止め請求権に加え、損害賠償請求権も付与することについて」</p> <p>適格消費者団体は、共同の利益を有する多数の消費者の被害の救済を図るため、裁判所の許可を得て、自己の名をもって損害賠償等団体訴訟（共同の利益を有する多数の消費者のために事業者又はその事業の利益のためにする行為を行った役員に対し損害賠償請求権その他の金銭債権に係る給付を求める訴えであって、当該消費者の意思に基づくことなく提起されるものをいう。以下同じ。）の追行をすることができる。</p>

（出典：民主党議員立法「消費者権利院法案」及び「消費者団体訴訟法案」の提出について（2009.3.12）にもとづき作成）

(b) 今後の展望

最終的には、民主党の法案は成立しなかったが、成立した「消費者庁及び消費者委員会設置法」の附則の中で、「政府は、消費者庁関連三法の施行後3年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」と定められ、財産保全制度とあわせ違法収益はく奪制度が引き続き検討されることになった。

違法収益のはく奪の制度ということであれば、法制度上は、消費者団体への損害賠償請求権の付与だけでなく、課徴金の支払命令等いくつかの選択肢が考えられる。また、訴訟の主体も適格消費者団体だけではなく、国や地方公共団体も考えられる。今後、上記附則を受け、同制度導入に向け種々論議がなされると思うが、その中で損害賠償請求権の付与については、これまでの論議でも種々意見が出されているように、次のような点を検討する必要があると思われる。

- 敗訴したときの既判力の範囲、個々の消費者が裁判を受ける権利との関係
- 個々の消費者の損害額の認定、その認定を踏まえた賠償額の配分方法
- 個々の消費者に配分された金額が実際の損害賠償金額を下回る場合の取扱（やむを得ないとするのか一個々の消費者の納得感はない、本来個人として有している権利として別途差額を事業者に請求できるのか—これを認めたら訴訟の安定性が失われる）
- 配分額が実際の損害額を上回る場合の取扱

これに加え、衆議院の消費者問題に関する特別委員会における参考人の発言にあったように⁴²、現在の適格消費者団体の予算規模が2,000万円前後という中で、このような権利を与えられても短期的に見ると、實際上ほとんど不可能という意見も出ており、実際の運営面でも検討すべき課題は残されている。

違法・不当に得た利益を事業者がそのまま享受することは望ましくなく、これを吐き出させる何らかの仕組みは必要と考えるが、検討する課題は多く各分野の有識者で法律上・運営上の問題等に関し論議を深め、日本の風土・国民感情等にあった制度導入を期待したい。

(3) 小括—消費者団体への損害賠償請求権付与制度の損害保険業界への影響

損害保険業界が取り扱っている賠償責任保険は、役員賠償責任保険等の一部の例外を除き、第三者に対する人身傷害・財物損壊が生じたことにより生じる損害賠償責任を対象としている。今後検討される消費者団体訴訟賠償制度の内容は未だ不明であるが、現行制度の差止請求の対象となる「不当な勧誘行為」「不当契約条項の使用」が対

⁴² 第171回国会 消費者問題に関する特別委員会（2009.3.26における議事録より抜粋）

象ということであれば、人身傷害・財物損壊が生じることはあまり想定できない。不当な勧誘行為の中に「監禁行為」が例示されており、人身傷害・財物損壊が生じる可能性はあるが、団体訴訟の対象とはなりにくい個別の案件である（対象者が全て監禁され人身傷害・財物損壊が生じるとは考えられない）。また、そもそも「故意等による免責」となる可能性が高いと思われる。

差止請求の対象とならない行為が損害賠償請求の対象とされることも考えられ⁴³、例えば、製造物責任に関する被害等が団体賠償訴訟の対象となることが想定される。未だ制度内容は固まっていないが、製造物責任法の改正も含めて損害保険業界に影響が出る可能性はあり、関連の法律の動向にも留意しつつ損害保険業界として、今後、論議の動向はしっかりと見ていくことが必要と解する。

6. おわりに

2008年においても、食の不安、表示の問題、不当な販売行為、悪徳商法等消費者に関わる問題が多発している⁴⁴。また、2009年においては、5月に消費者庁設置関連3法案が成立、9月1日には消費者庁が発足し、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ組織が誕生した。さらには、金融商品取引法、保険業法を初めとする法律改正が6月に成立し、法的裏づけのある金融分野での裁判外紛争解決制度（いわゆる金融ADR）が導入されるなどの動きも出てきており、引き続き、消費者問題は重要な課題として社会の関心は高くなっている。この動きの中で、消費者の権利は拡充されてきているが、本レポートでは、その権利を具体的に実現していく手続・制度面に焦点をあて、損害保険業界への影響、損害保険業界としての対応等も含めて説明を行った。本レポートが、今後の取組の参考になれば幸いである。

最後に、消費者保護と国および損害保険業界をはじめとした各種団体・企業等の役割について説明し、本レポートの締めとしたい。

消費者問題は、多種多様に亘り、その影響も広範囲に及び、その程度も最悪の場合には生死にまで関係する等、重大な問題である。行政のみならず立法・司法の三権をあげて国として取り組むべき課題と考えるが、同時に消費者個人、消費者団体、各企業、業界団体等もそれぞれの立場と責任でしっかりと取り組む必要がある。

⁴³ 日弁連の見解では、「消費者団体が損害賠償することができるのは、事業者が差止請求の対象となる不当条項を使用したり、不当な勧誘行為をした場合がまず考えられる。差止めの対象となるこれらの行為を事業者がした場合には、消費者全体の利益を侵害したと評価できるからである。欠陥商品を販売するなど、前記で提案した差止めの対象とならない行為の損害賠償にも要件を広げることも考えられるが、制度の創設にあたっては差止請求ができる場合と同様として要件を明確にし、これをどこまで広げるかは制度創設の運用を考慮しながら判断していくことが妥当と考えられる」（「実効性ある消費者団体訴訟制度の早期実現を求める意見書」（日弁連、2004.3.19））としており、まずは、限定して導入し、様子を見て拡大を検討するとしている。

個人について見れば、自己責任で行動できる「賢い消費者」になることが必要であり、そのためには国をはじめとした各種団体等による消費者教育ということも必要であろう。しかし、いくら「賢い消費者」になったとしても消費者の自衛には一定の限界があり、最終的には国、企業の対応に委ねざるを得ない局面が大きい。

消費者問題に限らず、理想的な姿は、問題が発生しないよう、国、企業、団体、消費者個人において事前に万全の対策をとることであるが、現実的には100%の実行は困難である。であれば、次善の策としては、問題発生後、直ちに原因分析も含めた対応措置をとり、問題・被害を最小限にとどめ、かつ、発生した被害に対しては速やかに現状回復、損害回復が図られることが必要である。この現状回復、損害回復という観点で損害保険が貢献できる範囲は非常に大きい。加えて、損害保険各社が企業に対して提案している製品安全等へのリスクマネジメント対策等は、企業の安全対策を通して消費者の安全確保を図っていくという損害保険業界の重要な取組と考える。この事前防止という観点でも、損害保険業界は非常に重要な役割を担い、かつ、現実的にその役割を果たしてきている。今後も、損害保険業界として期待されている役割をしっかりと果たしていくことが必要であると考え。

⁴⁴ 「消費者問題に関する2008年の10大項目」（国民生活センター、2008.12.4）を参照

参考 「司法制度改革推進計画」(2002.3.19 閣議決定)の項目

- I はじめに
 - 1 本計画の趣旨
 - 2 司法制度改革推進に当たっての基本的な考え方
 - 3 最高裁判所、日本弁護士連合会における取組
- II 国民の期待に応える司法制度の構築
 - 第1 民事司法制度の改革
 - 1 民事裁判の充実・迅速化
 - 2 専門的知見を要する事件への対応強化
 - 3 知的財産権関係事件への総合的な対応強化
 - 4 労働関係事件への総合的な対応強化
 - 5 家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実
 - 6 民事執行制度の強化
 - 7 裁判所へのアクセスの拡充
 - (1) 利用者の費用負担軽減
 - ア 訴え提起の手数料
 - イ 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い
 - ウ 訴訟費用額確定手続
 - (2) 民事法律扶助の拡充
 - (3) 裁判所の利便性の向上
 - (4) 被害救済の実効化
 - ア 損害賠償額の認定
 - イ 少額多数被害への対応
 - 8 裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化
 - 9 司法の行政に対するチェック機能の強化
 - 第2 刑事司法制度の改革
 - 1 刑事裁判の充実・迅速化
 - 2 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備
 - 3 公訴提起の在り方
 - 4 新たな時代における捜査・公判手続の在り方
 - 5 犯罪者の改善更生、被害者等の保護
 - 第3 国際化への対応
 - 1 民事司法の国際化
 - 2 刑事司法の国際化
 - 3 法整備支援の推進
 - 4 弁護士の国際化
- III 司法制度を支える体制の充実強化
 - 第1 法曹人口の拡大
 - 1 法曹人口の大幅な増加
 - 2 裁判所、検察庁等の人的体制の充実
 - 第2 法曹養成制度の改革
 - 1 法科大学院
 - 2 司法試験
 - 3 司法修習
 - 4 継続教育
 - 5 新たな法曹養成制度の円滑な実施に向けて
 - 第3 弁護士制度の改革
 - 1 弁護士の活動領域の拡大
 - 2 弁護士へのアクセス拡充
 - 3 弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化
 - 4 弁護士の国際化
 - 5 弁護士会の在り方
 - 6 隣接法律専門職種の利用等

- 7 企業法務等の位置付け
- 第4 検察官制度の改革
 - 1 検察官に求められる資質・能力の向上等
 - 2 検察庁運営への国民参加
- 第5 裁判官制度の改革
 - 1 給源の多様化・多元化
 - 2 裁判官の任命手続の見直し
 - 3 裁判官の人事制度の見直し
 - 4 裁判所運営への国民参加
 - 5 最高裁判官の選任等の在りについて
- 第6 法曹等の相互交流の在り方

IV 司法制度の国民的基盤の確立

- 第1 国民的基盤の確立（国民の司法参加）
 - 1 刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入
 - 2 その他の分野における参加制度の拡充
- 第2 国民的基盤の確立のための条件整備
 - 1 分かりやすい司法の実現
 - 2 司法教育の充実
 - 3 司法に関する情報公開の推進

*** 網掛け部分が、今回テーマとして取り上げたテーマに関連する項目。**

<参考資料>

- ・英国法務省 Civil Litigation Costs Review : Preliminary Report by Lord Justice Jackson (2009.5.8)
- ・英国法務省 「The Market for 'BTE' Legal Expenses Insurance」 (2007.10.23)
- ・英国法律サービス委員会 Eligibility Calculator Volume 2F(Financial Eligibility) of LSC Manual
- ・閣議決定 司法制度改革推進計画 (平成 14 年 3 月 19 日)
- ・閣議決定 消費者基本計画 (2005. 4. 8)
- ・国民生活審議会 消費者団体訴訟制度検討委員会議事録
- ・国民生活審議会 消費者団体訴訟制度検討委員会 消費者団体訴訟制度の骨格について (2004. 12. 22)
- ・国民生活センター 消費者問題に関する 2008 年の 10 大項目 (2008. 12. 4)
- ・小島武司「法律扶助・弁護士保険の比較法的研究」
- ・司法制度改革審議会 司法制度改革審議会意見書ー21 世紀の日本を支える司法制度ー (平成 13 年 6 月 12 日)
- ・司法制度改革審議会 司法制度改革審議会議事録
- ・司法制度改革推進本部 顧問会議議事録
- ・司法制度改革推進本部 司法アクセス検討会議事録
- ・消費者機構日本編 パワーアップ消費者力
- ・第 171 回国会 消費者問題に関する特別委員会議事録 (2009.3.25、3.26)
- ・堤淳一 「訴訟費用保険」金融・商事判例第 933 号 (1994.1)
- ・東京労働局 就業規則作成の手引
- ・内閣府 消費者団体訴訟制度説明会資料
- ・日本経済団体連合会 司法制度改革推進本部「弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い」に関するコメント (03.9.1)
- ・日本経済団体連合会 「消費者契約法の一部を改正する法律案 (仮称) の骨子について」に対するコメント (2006.1.23)
- ・日本弁護士連合会 実効性ある消費者団体訴訟制度の早期実現を求める意見書 (2004.3.19)
- ・日本弁護士連合会 訴訟当事者の合意による弁護士報酬敗訴者負担制度に対する意見書 (2003.12.22)
- ・日本弁護士連合会 弁護士業務総合推進センター「市民の法的ニーズ調査報告書 (2008.6)」
- ・日本弁護士連合会 弁護士の報酬に関する規程 (2008.12.5)
- ・日本弁護士連合会 弁護士報酬敗訴者負担制度に関する意見書 (2003.3.10)
- ・日本弁護士連合会 「弁護士報酬敗訴者負担の取扱い」に関する日本弁護士連合会の意見 (2003.8.22)
- ・日本弁護士連合会 弁護士保険リーフレット「弁護士保険 (権利保護保険) をご存知ですか？」
- ・法テラス 業務方法書
- ・法テラス 平成 18, 19 年度 業務実績報告書、平成 20 年度 業務概況
- ・法テラス 法人パンフレット
- ・三井住友海上社 「弁護士費用特約」リーフレット

- ・ 民主党議員立法 「「消費者権利院法案」及び「消費者団体訴訟法案」の提出について」(2009.3.12)
- ・ Access to Justice Act(1999)

<参考サイト>

- ・ 英国法務省ウェブサイト www.justice.gov.uk/
- ・ 英国法律サービス委員会ウェブサイト www.legalservices.gov.uk/
- ・ 英国保険協会ウェブサイト www.abi.org.uk
- ・ 司法改革推進本部ウェブサイト www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/
- ・ 司法改革審議会ウェブサイト www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/
- ・ 内閣府ウェブサイト www.cao.go.jp/
- ・ 日本経済団体連合会ウェブサイト www.keidanren.or.jp/indexj.html
- ・ 日本弁護士連合会ウェブサイト www.nichibenren.or.jp/
- ・ 法テラスウェブサイト www.houterasu.or.jp
- ・ 民主党ウェブサイト www.dpj.or.jp/
- ・ D A S 社ウェブサイト www.das.co.uk/